

鎌ヶ谷市 事務事業評価表（簡易評価表）

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題	27年度決 算額[千 円]	28年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成29年度に取組む改革・改善内容	29年度予 算額[千 円]
1	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童総務事務に要する経費	こども支援課			①子ども・子育て施策について、子ども・子育て会議を開催し、調査審議する。 ②29年度は、子ども・子育て支援事業計画の中間年であることから、計画の見直しを検討する必要がある。	6,285	9,445	6精査・検証	①計画に掲げた施策展開について、点検、評価、改善策などを検討していくため。 ②29年度は、計画の中間年であることから、見直しの検討を行う。	9,292
2	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	家庭児童相談に要する経費	こども支援課	○		①家庭児童相談の対応、支援対象児童等への対応、鎌ヶ谷市児童虐待防止対策等地域協議会の運営。 ②養育環境の相談が半数以上であり、緊急性の判断や関係機関と連携した対応等専門的な知識が必要である。	13,547	10,552	6精査・検証	①子どもの健やかな成長に必要な環境を整えるために、支援対象児童を早期に把握し、支援をしていく事業であるため。 ②子ども家庭支援指針が国から出され、携わる職員の専門性が明確になったため、相談体制の整備を図る必要がある。	13,843
3	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	ファミリー・サポート・センターの運営に要する経費	こども支援課	○		①様々な事情で一時的に子どもの世話ができない場合等、地域の住民同士で相互援助の形式で支え合いを行うもの。 ②子どもを預けるひとつの手段としてのニーズが高まる中、提供会員を確保する必要がある。	2,924	2,479	7拡充	①地域で子育てを支え合う施策として重要な手段であり、特に提供会員を増やして、活動の活性化を図る必要があるため。 ②事業の周知を図り、ひとり親世帯利用料助成や多子世帯子育て支援事業の対象者が、必要時に利用できる体制を整える。	3,316
4	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	学童保育の補助に要する経費	こども支援課			①放課後児童健全育成事業を行う東部小学校学童保育運営委員会に対して、運営費などの補助を行う。 ②市直営と父母会運営とのバランスを図る必要がある。	2,646	3,570	6精査・検証	①28年度に補助金の見直しを行ったことに伴い、今後は市直営と父母会運営とのバランスを検証するため。 ②引き続き、補助を行うとともに、今後の市直営と父母会運営とのバランスを検証する。	3,855
5	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	つどいの広場の運営に要する経費	こども支援課	○		①常設のつどいの広場を開設し、おおむね3歳未満児の乳幼児とその保護者同士がつどい相互交流する場を提供する。 ②利用者のニーズに沿った事業展開及びアドバイザーの資質向上を図る必要がある。	8,563	8,287	6精査・検証	①事業の質の向上を図るため、利用者のニーズに合わせた事業展開を検討していく必要があるため。 ②事業のサービスの向上を図るため、利用者のニーズに合わせて事業展開を行っていくとともにアドバイザーの質の向上を図るため研修等を実施していく。	10,947
6	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	子ども医療費助成に要する経費	こども支援課	○	○	①保護者が負担する子ども医療に要する費用について、当該費用の全部又は一部を助成する。 ②引き続き、市の財政的な軽減を図るため、市単独補助分について、県に対する助成基準の見直しについて要望を行う。また、マイナンバー制度情報連携の対応策を検討し、導入していく。	337,559	347,493	6精査・検証	①市民要望も高いことから制度の維持を図りつつ、財源的負担が大きいことから県補助拡充を要請する必要があるため。 ②市の財源的な軽減を図るため、市単独補助分について、県に対する助成基準の見直し(所得制限撤廃、通院部分の助成対象拡大)について要望を行う。また、マイナンバー制度、平成29年7月より情報連携を開始し、市民への周知を徹底していく。	367,725
7	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	子育て支援センターの運営に関する経費	こども支援課			①子育てに関する相談及び情報を提供するとともに、子育て及び子育て支援に関する講習を行う。 ②サービスの向上及び相談業務の充実を図るとともに利用者のニーズを把握する必要がある。	13,491	9,940	6精査・検証	①子育て世代の方が求めている情報提供と方策を検証するため。 ②アドバイザーの資質の向上及び相談業務の充実を図るため、アドバイザーを対象に研修を実施する。また、利用者のニーズに沿った事業展開を実施するため、アンケート調査を実施していく。	11,521
8	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	未熟児等養育医療に要する経費	こども支援課			①身体の発達が未熟児なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療にかかる医療費を一部助成する。 ②平成25年4月から市に移管された事務であり、年間十数人が対象となる。また、マイナンバー制度情報連携の対応策を検討し、導入していく。	4,819	3,770	6精査・検証	①市民への周知を図る必要があるため。 ②マイナンバー制度、平成29年7月より情報連携を開始し、市民への周知を徹底していく。	5,102

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題	27年度決 算額[千 円]	28年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成29年度に取組む改革・改善内容	29年度予 算額[千 円]
9	一般	3	2	1	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	利用者支援事業に要する経費	こども支援課			①子育て支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用者に対して情報提供や助言を行うとともに、地域の子育て資源の育成を図る。 ②事業の周知を行うとともに、より効果的な情報発信、ニーズの把握や助言を行う必要がある。	2,157	1,899	6精査・検証	①子育て世代の方が求めている情報提供やニーズを検証するため。 ②定期的に公共施設等で出張窓口を開設するとともに、子育て世代が求めている情報提供及びニーズを把握し、助言を行う。	2,829
10	一般	3	2	2	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童手当に要する経費	こども支援課	○		①中学校修了前までの児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給する。 ②平成29年より個人ごとのポータルサイトの運用や地方公共団体等を含めた情報連携が開始されるため、所要の手続きを実施する。	1,755,999	1,709,254	6精査・検証	①事務の効率化と適正化を図る必要があるため。 ②平成29年からは個人ごとのポータルサイトの運用や地方公共団体等を含めた情報連携が開始されるため、引き続き所要の手続きを実施するとともに市民への周知を徹底していく。	1,742,801
11	一般	3	2	2	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	母子等福祉に要する経費(ひとり親家庭等医療費等助成金)	こども支援課	○		①ひとり親家庭等の親や児童に対し、医療費助成を行う。 ②鎌ケ谷市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例に基づき、償還払いで医療費の助成を行っているが、今後は千葉県との動向を注視し現物給付化を検討していく。また、マイナンバー制度に係る情報連携を開始する。	12,920	11,791	6精査・検証	①本事業はひとり親家庭の経済的負担を軽減させる効果があるため、今後とも制度の維持に努める必要がある。 ②平成29年からは情報連携が開始されるため、引き続き所要の手続きを実施するとともに市民への周知を徹底していく。引き続き、近隣市や千葉県の動向を注視しながら現物給付化についての検討を進めていく。	14,413
12	一般	3	2	3	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	母子等福祉に要する経費(遺児手当)	こども支援課	○		①両親あるいは父母のいずれかが死亡、又は障害を有する場合で中学校修了前の児童を養育している者に対して支給する。 ②マイナンバー制度に係る情報連携を開始する。	2,335	2,026	6精査・検証	①本事業は児童の健全な育成及び福祉の増進を図る効果があるため、今後とも制度の維持に努める必要がある。 ②平成29年からは情報連携が開始されるため、引き続き所要の手続きを実施するとともに市民への周知を徹底していく。	2,400
13	一般	3	2	3	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童扶養手当に要する経費	こども支援課	○		①18歳未満の児童を養育しているひとり親家庭などに対し、手当を支給する。認定後、受給者には児童扶養手当証書を交付する。 ②申請書類等が複雑で、家庭の事情などを踏まえたきめ細やかな対応が求められている。(対象者約800人)	309,638	319,449	6精査・検証	①法令に基づく事業であるため、市が制度改正を行うことができないが、対象者への制度周知が必要となるため。平成29年より個人ごとのポータルサイトの運用や地方公共団体等を含めた情報連携が開始されるため、所要の手続きを実施する。 ②平成29年からは個人ごとのポータルサイトの運用や地方公共団体等を含めた情報連携が開始されるため、引き続き所要の手続きを実施するとともに市民への周知を徹底していく。また、ひとり親家庭の自立を促すため必要に応じてこども総合相談室と連携していく。	360,266
14	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童遊園等の管理運営に要する経費	こども支援課			①市内17箇所の児童遊園について、適切な管理を行い児童に健全な遊びを与える。 ②遊具、フェンスなどの老朽化が進んでいるため、改修を実施する必要がある。	6,565	6,218	7拡充	①遊具点検結果に基づき、29年度より右京塚児童遊園を整備するため ②30年度の実施場所及び実施内容について検討する。	6,261
15	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童センターの管理運営に要する経費	こども支援課	○		①児童への健全な遊びを通して、その体力を増進し、情操を豊かにするとともに、地域での子育て支援を図る。 ②利用者にとってさらに快適な居場所となるよう児童のニーズを把握する必要がある。	32,730	29,433	6精査・検証	①児童や保護者のニーズを把握し、子育て支援事業の充実を図る必要があるため。 ②子育て支援事業の充実を図るため、児童及び保護者を対象にアンケート調査を実施しニーズの把握を行う。	32,845
16	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	放課後児童クラブの管理運営に要する経費	こども支援課	○		①保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校就学児童に、授業終了後に適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る。 ②利用児童数の増加に対応するとともに、安定的な運営を行う必要がある	91,507	99,267	7拡充	①子どもが安全に安心して放課後過ごすとともに、健全な育成を図るため、安定的な運営及びサービスの向上を図る必要がある。 ②放課後児童クラブの安定的な運営及び質の向上を図るため、鎌ケ谷小学校放課後児童クラブに加えて、五本松小、初富小、中部小についても一部運営委託を実施する。	130,192

NO	会計	款	項	目	施策	事務事業名	担当課	主要 施策 対象	うち多 額の 経費 対象	①事務事業の概要 ②課題	27年度決 算額[千 円]	28年度決 算額[千 円]	総合評価	①評価の理由 ②平成29年度に取組む改革・改善内容	29年度予 算額[千 円]
17	一般	3	2	5	114社会参加に向けた障がい者(児)福祉の推進	こども発達センター管理運営に要する経費	こども支援課			①心身の発達に心配のある児童に対し、個々の状況に合わせて、発達に沿ったさまざまな支援を行う。 ②市民に分かりやすい情報を提供し、支援を強化し安心して子育て出来る環境を整備する。また、通所支援の必要な児童の受け入れ態勢の長期的な維持を図る。	39,460	35,537	6精査・検証	①地域の中の発達支援の中核となるために今後も周知、内容の充実を図る。 ②より多くの児童発達支援を必要としている児童が利用できるような環境を整え、質の向上を図る。	43,154
18	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童センターリニューアル事業	こども支援課	○	○	①施設の老朽化及び設備等の耐用年数が超過している各児童センターのリニューアルを図るため、改修等を実施する。 ②児童センターは地域の子育て拠点支援施設であり、積極的な活用と事業展開が不可欠であることから、利用者のニーズに応じた改修が必要となる。	30,064	5,508	7拡充	①児童センターは地域の子育て拠点施設であり、積極的な活用と事業展開が必要不可欠であるため。 ②平成29年度に実施した設計委託に基づき中央児童センターのリニューアル化及び長寿命化を図るため、改修工事を実施する。	122,525
19	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	放課後児童クラブ整備・改修事業	こども支援課	○	○	①「放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、放課後児童クラブの施設整備・改修を行う。 ②鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たしていない施設があることから、計画的に解消する必要がある。	7,920	150,795	7拡充	①基準を満たしていない施設があることから、計画的に解消する必要がある。 ②中部小学校放課後児童クラブの整備工事を行うとともに、初富小学校放課後児童クラブの改修工事を行う。	170,418
20	一般	3	2	5	113健やかに子どもが育つ児童福祉の推進	児童遊園等整備事業	こども支援課	○	○	①西佐津間二丁目児童遊園の地権者への用地返還に伴い、隣接地に新たに児童遊園を整備するもの ②平成28年度で終了のため、無し。	0	37,056	1終了	①西佐津間二丁目児童遊園を整備したため。 ②平成28年度で終了のため、無し。	0